

制度の名称	災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）		
支援の種類	融資		
支援の内容	●自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資です。 ●融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合40㎡）以上175㎡以下の住宅で、一戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。		
	■新築住宅の購入		
	購入資金融資	構造等	融資限度額
		耐火住宅	1,460万円
		準耐火住宅	1,460万円
		木造住宅（耐久性）	1,460万円
		木造住宅（一般）	1,400万円
	特例加算（一般分）		450万円
	土地取得費		970万円
			併せて利用する購入資金融資の返済期間と同じ返済期間です。
	■中古住宅の購入		
	構造等	融資限度額	
		リ・ユース	リ・ユースプラス
	耐火住宅	1,160万円	1,460万円
	準耐火住宅	1,160万円	1,460万円
	木造住宅（耐久性）	1,160万円	1,460万円
	木造住宅（一般）	950万円	—
	特例加算（一般分）	450万円	450万円
	土地取得費	970万円	970万円
	建て方	種別	返済期間
	一戸建て等	リ・ユース住宅	25年
		リ・ユースプラス住宅	35年
	マンション	リ・ユースマンション	25年
		リ・ユースプラスマンション	35年
	※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。		
活用できる方	●ご自分が居住するために住宅を購入される方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす方は、対象となります。）		
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構		

制度の名称	災害復興住宅融資（補修）			
支援の種類	融資			
支援の内容	●自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます（ただし、返済期間は延長できません）。			
		構造等	融資限度額	返済期間
	補修資金融資	耐火住宅	640万円	20年
		準耐火住宅	640万円	20年
		木造住宅	590万円	20年
	整地費		380万円	併せて利用する補修資金融資の返済期間と同じ返済期間です。
引方移転費用		380万円		
	※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。			
活用できる方	●ご自分が居住するために住宅を補修される方で、住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。			
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構			

制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更		
支援の種類	その他		
支援の内容	●独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。 ●支援の内容の概要は次のとおりです。 ①返済金の払込みの据置：1～3年間 ②据置期間中の金利の引き下げ：0.5～1.5%減 ③返済期間の延長：1～3年 ●支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。		
活用できる方	●以下のいずれかに該当する事業者が対象です。 ①商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方 ②融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 ③債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方		
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関		

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等）	
支援の種類	融資	
支援の内容	●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。	
	貸付限度額	250万円以内（目安）
	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%
	据置期間	6か月以内
	償還期間	7年以内（目安）
活用できる方	●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯が対象です。 ●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外になります。	
お問い合わせ	都道府県、市町村、社会福祉協議会	

制度の名称	母子寡婦福祉資金の住宅資金	
支援の種類	融資	
支援の内容	●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。	
	貸付限度額	200万円以内
	貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.5%
	据置期間	6か月 ※貸付けの日から2年を超えない範囲内で延長することも可能
	償還期間	7年
活用できる方	●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が対象です。	
お問い合わせ	都道府県、市町村、社会福祉協議会	

制度の名称	公営住宅への入居
支援の種類	現物支給
支援の内容	●低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができます。 ●公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。
活用できる方	●以下の要件を満たす方が対象です。 ①住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方 ②同居親族要件：現に同居し、又は同居しようとする親族がある方 ③入居収入基準：21万4千円以下（災害発生日から3年を経過した後は15万8千円） ●被災市街地復興推進地域に指定された地域では、同居親族要件、入居収入基準はありません。 ※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地方公共団体（都道府県、市町村）で別に定める場合があります。
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	特定優良賃貸住宅等への入居
支援の種類	現物支給
支援の内容	●被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができます。
活用できる方	●以下の要件を満たす方が対象です。 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの（48万7千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者（15万8千円に満たない所得のある者にあつては、所得の上昇が見込まれる者）に限ります。）
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	住宅の応急修理（災害救助法）
支援の種類	現物支給
支援の内容	●災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。 ●応急修理は、市町村が業者に委託して実施します。 ●修理限度額は1世帯あたり52万円（平成21年度基準）です。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方が対象です。 ①災害により住宅が半壊又は半焼した方 ②応急仮設住宅等に入居していない方 ③自ら修理する資力のない世帯（※大規模半壊以上の世帯については資力は問いません）。 ※世帯年収や世帯人員などの条件については、お住まいの市町村にご相談ください。
お問い合わせ	都道府県、災害救助法が適用された市町村

制度の名称	宅地防災工事資金融資				
支援の種類	融資				
支援の内容	●災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出されます。 ●改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます。）の工事のための費用を融資します。 <table border="1"> <tr> <td>融資限度額</td><td>1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>15年以内</td></tr> </table> ※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。	融資限度額	1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額	償還期間	15年以内
融資限度額	1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額				
償還期間	15年以内				
活用できる方	●宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方が対象です。				
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構				

制度の名称	地すべり等関連住宅融資			
支援の種類	融資			
支援の内容	●地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資します。 ●融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがあります。			
	地すべり 関連住宅	地すべり等防止法の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。		
	土砂災害 関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。		
	●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。			
	■移転資金、建設資金又は新築住宅の購入			
	構造等	融資限度額		返済期間
		移転資金、 建設資金又は 新築購入資金	土地取得資金	
	耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）	1,460万円	970万円	35年
	木造住宅（一般）	1,400万円		25年
	特例加算（一般分）	450万円		併せて利用する移転資金、建設資金又は新築購入資金の各融資の返済期間と同じ返済期間です。
■中古住宅の購入				
構造等	融資限度額			
	リ・ユース		リ・ユースプラス	
耐火住宅	1,160万円		1,460万円	
準耐火住宅	1,160万円		1,460万円	
木造住宅（耐久性）	1,160万円		1,460万円	
木造住宅（一般）	950万円		—	
特例加算（一般分）	450万円		450万円	
土地取得費	970万円		970万円	

建て方	種別	返済期間
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年
	リ・ユースプラス住宅	35年
マンション	リ・ユースマンション	25年
	リ・ユースプラスマンション	35年

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。

●関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象です。

お問い合わせ 独立行政法人住宅金融支援機構

(参考) り災証明書

り災証明書は、地方自治法第2条に定める自治事務として、市町村が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる家屋の被害程度について証明するものです。

り災証明書により証明される被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水、全焼、半焼等があり、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）等に基づき被害程度の認定が行われます。

■被害認定基準

住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
住家大規模半壊	「住家半壊」の基準のうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。

詳細については、市町村にお問い合わせください。

中小企業・自営業への支援

制度の名称	天災融資制度																																														
支援の種類	融資																																														
支援の内容	●天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図ります。																																														
	●天災融資制度の内容は次のとおりです。																																														
	【天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法】																																														
	<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">融資限度額</th><th colspan="2">①又は②のうちどちらか低い金額</th></tr><tr><th>①損失額の%</th><th>②万円</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th></th><th>個人</th><th>法人</th></tr><tr><td rowspan="2">農業者</td><td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td><td>55</td><td>500</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般農業者</td><td>45</td><td>200</td><td>2,000</td></tr><tr><td colspan="2">林業者</td><td>45</td><td>200</td><td>2,000</td></tr><tr><td rowspan="4">漁業</td><td>漁具購入資金</td><td>80</td><td>5,000</td><td>5,000</td></tr><tr><td>漁船建造・取得資金</td><td>80</td><td>500</td><td>2,500</td></tr><tr><td>水産動植物養殖資金</td><td>50</td><td>500</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般漁業者</td><td>50</td><td>200</td><td>2,000</td></tr></table>				区分		融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額		①損失額の%	②万円				個人	法人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500	一般農業者	45	200	2,000	林業者		45	200	2,000	漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	80	500	2,500	水産動植物養殖資金	50	500	2,500	一般漁業者	50	200	2,000
	区分		融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額																																											
①損失額の%				②万円																																											
			個人	法人																																											
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500																																											
	一般農業者	45	200	2,000																																											
林業者		45	200	2,000																																											
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000																																											
	漁船建造・取得資金	80	500	2,500																																											
	水産動植物養殖資金	50	500	2,500																																											
	一般漁業者	50	200	2,000																																											
●被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和されます。																																															
【激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律】																																															
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">融資限度額</th><th colspan="2">①又は②のうちどちらか低い金額</th></tr><tr><th>①損失額の%</th><th>②万円</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th></th><th>個人</th><th>法人</th></tr><tr><td rowspan="2">農業者</td><td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td><td>80</td><td>600</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般農業者</td><td>60</td><td>250</td><td>2,000</td></tr><tr><td colspan="2">林業者</td><td>60</td><td>250</td><td>2,000</td></tr><tr><td rowspan="4">漁業</td><td>漁具購入資金</td><td>80</td><td>5,000</td><td>5,000</td></tr><tr><td>漁船建造・取得資金</td><td>80</td><td>600</td><td>2,500</td></tr><tr><td>水産動植物養殖資金</td><td>60</td><td>600</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般漁業者</td><td>60</td><td>250</td><td>2,500</td></tr></table>				区分		融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額		①損失額の%	②万円				個人	法人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	2,500	一般農業者	60	250	2,000	林業者		60	250	2,000	漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	80	600	2,500	水産動植物養殖資金	60	600	2,500	一般漁業者	60	250	2,500	
区分		融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額																																												
			①損失額の%	②万円																																											
			個人	法人																																											
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	2,500																																											
	一般農業者	60	250	2,000																																											
林業者		60	250	2,000																																											
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000																																											
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500																																											
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500																																											
	一般漁業者	60	250	2,500																																											
●貸付利率、償還期限は次のとおりです。																																															
<table><tr><th>資格者</th><th>貸付利率</th><th>償還期限</th></tr><tr><td>(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者</td><td>6.5%以内</td><td>3年、4年、5年以内</td></tr><tr><td>(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者</td><td>5.5%以内</td><td>5年、6年以内</td></tr><tr><td>(イ) 特別被害農林漁業者</td><td>3.0%以内</td><td>6年以内</td></tr></table>				資格者	貸付利率	償還期限	(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内	(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内	(イ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内																																
資格者	貸付利率	償還期限																																													
(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内																																													
(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内																																													
(イ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内																																													

活用できる方	● 次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた方が対象です。	
	(ア) 被害農林漁業者	(イ) 特別被害農林漁業者
	1 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上でかつ 損失額が平均農業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上
	2 樹体の損失額が30%以上	
	1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の 10%以上	左のうち損失額が50%以上
	2 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が70%以上
お問い合わせ	1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の 10%以上	左のうち損失額が50%以上
	2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が70%以上
市町村		

制度の名称	株式会社日本政策金融公庫による資金貸付
支援の種類	融資
支援の内容	●株式会社日本政策金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っています。 ○農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。 ○農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資します。 ○農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資します。 ○林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金を融資します。 ○漁業基盤整備資金・漁船資金：漁港、漁場施設や漁船の復旧の資金を融資します。 ●上記のほかにも農林漁業者に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。
活用できる方	●農林漁業者
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫

制度の名称	災害復旧貸付																
支援の種類	融資																
支援の内容	●災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資します。 ●災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行います。 ●株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">○国民生活事業</td></tr> <tr> <td>貸付限度額</td><td>各貸付制度ごとの貸付限度額に3千万円を加えた額</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>10年以内（うち2年以内の据置可能）</td></tr> <tr> <td colspan="2">○中小企業事業</td></tr> <tr> <td>貸付限度額</td><td>1億5千万円以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>10年以内（うち2年以内の据置可能）</td></tr> </table> ●株式会社商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>必要に応じ一般貸付枠を超える額</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>設備資金10年以内（うち2年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち2年以内の据置可能）</td></tr> </table> ●株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なりますので、詳しくは各社にご確認ください。	○国民生活事業		貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に3千万円を加えた額	償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）	○中小企業事業		貸付限度額	1億5千万円以内	償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）	貸付限度額	必要に応じ一般貸付枠を超える額	償還期間	設備資金10年以内（うち2年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち2年以内の据置可能）
○国民生活事業																	
貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に3千万円を加えた額																
償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）																
○中小企業事業																	
貸付限度額	1億5千万円以内																
償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）																
貸付限度額	必要に応じ一般貸付枠を超える額																
償還期間	設備資金10年以内（うち2年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち2年以内の据置可能）																
活用できる方	●中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等																
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫																

制度の名称	災害復旧高度化資金						
支援の種類	融資						
支援の内容	●大規模な災害により、既往の高度化資金の貸付を受けた事業用資産が被災した場合、被害を受けた施設の復旧を図る場合又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が高度化資金を貸し付けます。 ●支援の内容は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付割合</td><td>90%以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>20年以内（うち3年以内の据置可能）</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>無利子</td></tr> </table> ●資本金や業種等の条件がありますので、詳しくは都道府県にご確認ください。	貸付割合	90%以内	償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）	貸付利率	無利子
貸付割合	90%以内						
償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）						
貸付利率	無利子						
活用できる方	●中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等であって、以下のいずれかに該当する場合は対象です。 ①既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設が被災した場合 ②施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合						
お問い合わせ	都道府県、独立行政法人中小企業基盤整備機構						

制度の名称	経営安定関連保証
支援の種類	融資（保証）
支援の内容	●災害などの理由により影響を受けた中小企業者に対して、経営の安定を図るために必要な資金について保証を行います。
活用できる方	●中小企業信用保険法第2条第4項第4号により主たる事業所の所在地を管轄する市町村長から、「特定中小企業者」であることの認定を受けた方が対象です。
お問い合わせ	信用保証協会

制度の名称	災害関係保証
支援の種類	融資（保証）
支援の内容	●激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく政令で指定した激甚災害により被災した中小企業者に対して、災害復旧に必要な資金について保証を行います。
活用できる方	●被災地域に事業所を有し、災害を受けた中小企業者（個人、会社、医療法人、組合）
お問い合わせ	信用保証協会

制度の名称	職場適応訓練費の支給
支援の種類	給付
支援の内容	●職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給します。また、訓練生に対して雇用保険の失業等給付を支給します。 ●事業者は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円／月（重度の障害者25,000円／月）が支給されます。短期の職場適応訓練については、960円／日（重度の障害者1,000円／日）です。 ●訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障害者に係る訓練等1年）以内です。短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障害者に係る訓練4週間）以内です。
活用できる方	●職場適応訓練は、雇用保険の受給資格者等であって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行います。 - イ 職場適応訓練を行う設備的余裕があること - ロ 指導員としての適当な従業員がいること - ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること - ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること - ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること
お問い合わせ	公共職業安定所又は都道府県労働局

安全な地域づくりへの支援

制度の名称	災害公営住宅の整備
制度の内容	●災害により住宅を失った低額所得者に賃貸するため公営住宅を建設等するための制度です。 ●災害公営住宅の整備については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、地域住宅計画の位置付けを必要とせず、補助率の嵩上げ等の対象となります。
実施主体	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	既設公営住宅の復旧
制度の内容	●災害によって既設公営住宅が被害を受けた場合に復旧するための制度です。 ① 公営住宅が滅失した場合の再建 ② 公営住宅等が損傷した場合の補修 ③ 公営住宅等を建設するための宅地の復旧 ●既設公営住宅の復旧については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、地域住宅計画の位置付けを必要とせず、補助率の嵩上げ等の対象となります。
実施主体	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	市街地再開発事業
制度の内容	●市街地再開発事業は、中心市街地の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設の整備の遅れている地区を再整備する事業です。 ●敷地を共同化し、高度利用することによって、多くの床や公共施設用地を生み出します。従前権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられます。高度利用によって新たに生み出された床の処分金収入は事業費にあてられます。 ●基本計画や調査設計、土地整備、共同施設整備などが補助対象となっており、補助率は1／2又は1／3です。
実施主体	●個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	都市防災総合推進事業
制度の内容	●密集市街地に代表される防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図る事業です。 ●避難地・避難路の整備、耐震性貯水槽・備蓄倉庫等の防災まちづくり施設の整備などが補助対象となっています。 ●激甚災害に指定された市町村を対象に、復興まちづくり計画の策定から公共施設や共同施設・修景施設等の整備までを一体的に補助するメニューもあります。 ●補助率は1/2又は1/3です。
実施主体	●地方公共団体、独立行政法人都市再生機構等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	土地区画整理事業
制度の内容	●用地買収方式によらず、換地手法を用いて、道路、公園、河川等の公共施設を整備し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図ることにより、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給に資する事業です。 ●調査設計費や公共施設工事費、移転移設補償費、地区外関連工事費などが補助対象となっており、補助率は1/2です。
実施主体	●個人施行者、土地区画整理組合、区画整理会社、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	街なみ環境整備事業
制度の内容	●生活道路や公園・広場等の地区施設が未整備であったり、街並みが良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅や地区施設等の整備改善を行う事業です。 ●地区内の権利者等で構成される協議会組織による良好な街なみ形成のための活動や、街なみ環境整備方針及び街なみ環境整備事業計画の策定、生活道路や小公園などの地区施設整備のほか、地区住民の行う門・塀等の移設や住宅等の修景なども補助対象となっており、補助率は1/2又は1/3です。
実施主体	●地方公共団体、土地所有者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	住宅市街地基盤整備事業
制度の内容	●住宅及び宅地の供給を促進することが必要な地域における住宅建設事業及び宅地開発事業の推進を図るため、住宅宅地事業に係る関連公共施設等の整備を総合的に行う事業です。 ●道路、都市公園、下水道、河川、砂防設備等の公共施設整備のほか、多目的広場、公開空地、電線類の地下埋設等の居住環境基盤施設整備等が補助対象となっています。
実施主体	●地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	住宅市街地総合整備事業
制度の内容	●既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善など都市再生の推進に必要な課題に、より機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業です。 ●整備計画策定、住宅整備、公共施設の整備などが補助対象となっています。
実施主体	●地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	住宅地区改良事業
制度の内容	●不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進する事業です。 ●不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の設備、改良住宅（賃貸）建設、改良住宅（賃貸）用地取得造成、一時収容施設設置費、改良住宅（分譲）の共同施設整備などが補助対象となっています。
実施主体	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	小規模住宅地区等改良事業
制度の内容	●不良住宅が集合すること等により住環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を実施する事業です。 ●不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の設備、小規模改良住宅の建設などが補助対象となっています。
実施主体	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	優良建築物等整備事業
制度の内容	●市街地の改善整備、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るための事業です。 ●一定割合以上の空地確保や、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優れた建築物等の整備に対して、共同通行部分や空地等の整備などが補助対象となっています。 ●この事業には、「優良再開発型」「市街地住宅供給型」「既存ストック再生型」の3つのタイプがあります。 ●マンション再建に活用できます。
対象地域	●地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	防災集団移転促進事業
制度の内容	●災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する事業です。 ●住宅団地の用地取得造成、移転者の住宅建設・土地購入（ローン利子相当額）、住宅団地の公共施設の整備、移転促進区域内の農地等の買い取り、移転者の住居の移転費用などが補助対象となっております。 ●住宅団地について、10戸以上（移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数）の規模であることが必要です。
実施主体	●市町村（特別な場合は都道府県）
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	がけ地近接等危険住宅移転事業
制度の内容	●がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の移転を行う方に対して、住宅の除却費や新築する住宅の建設費、土地の取得等に要する経費の一部を補助する事業です。補助率は1／2です。
実施主体	●市町村（原則として）
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業
制度の内容	●市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、又は記載されることが確実であるがけ地のうち、激甚災害に伴い崩壊等が発生し、放置すると人家2戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所においてがけ崩れ防止工事を実施する事業です。補助率は1／2です。
実施主体	●市町村
お問い合わせ	都道府県、市町村

◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇◇

（参考）地域住宅交付金制度

地方公共団体が自主性と創意工夫を生かして地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備や良好な居住環境の形成を推進することができるようするため、国では平成17年度に「地域住宅交付金制度」を創設しました。地域住宅交付金制度では、これまでの制度とは異なり、

1. これまでの補助事業をメニュー化するなど、地方公共団体の自主性・裁量性を向上
2. 地方公共団体が各事業への交付金の充当率を決定できるなど、地方公共団体の使い勝手を向上
3. 地方公共団体が目標等を設定した計画を作成・公表し、計画期間終了時に事後評価を実施・公表といった特色があります。

本制度の対象としては、以下の事業があります。

○既存の補助対象事業

公営住宅・地域優良賃貸住宅の整備、既設公営住宅の改善、改良住宅・更新住宅等の整備、既設改良住宅の改善、優良建築物等の整備、関連公共施設の整備 など

○地方公共団体独自の提案による事業

（例）民間住宅の耐震改修助成・地域防災施設整備、公営住宅等の駐車場・児童遊園・排水施設等の整備、公営住宅等の周辺道路・緑地・社会福祉施設等の一体的整備、住宅相談・住情報提供、高齢者等居住支援、環境と共生した住まいづくり支援 など

本制度の詳細については、市町村又は都道府県にお問い合わせください。

それぞれの支援制度の中には、一定の適用基準が設けられているものがあることから、支援制度が適用とならない場合もあります。

被災された場合に実際に制度が活用できるかなど、詳細については、各支援制度ごとに記載しているお問い合わせ先にご相談ください。

発行年月 平成21年10月

発行編集 内閣府政策統括官（防災担当）

〒100-8969 東京都千代田区霞が関1-2-2（中央合同庁舎第5号館）

TEL.03-3501-5191 <http://www.bousai.go.jp>

複製可